

放射性セシウム移行試験に関する放射性セシウム濃度測定作業

仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター

環境影響評価グループ

1. 件名

放射性セシウム移行試験に関する放射性セシウム濃度測定作業

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 廃炉環境国際共同研究センター 環境影響研究ディビジョン 環境影響評価グループ（以下、「原子力機構」という。）では、福島県内の森林において広葉樹コナラの放射性セシウム動態調査を行っている。本件は、福島県の森林内で採取した植物を用いた放射性セシウム移行試験に関する放射性セシウム濃度測定作業について定めたものである。

3. 作業実施場所

受注者側施設

4. 納期

令和7年2月28日（金）

5. 作業内容

5.1 作業範囲

- (1) 実施計画書の作成
- (2) Ge半導体検出器による放射性セシウムの分析
- (3) 作業報告書の作成
- (4) 打合せの実施

5.2 作業内容

福島県の森林で採取した植物を用いた放射性セシウム移行試験に関する試料（合計152試料）を対象に、以下に示す放射性セシウム濃度測定を行うこと。試料は原子力機構が指定する場所（福島県内）での直接渡し、もしくは受注者の負担による郵送のいずれかとする。

(1) 実施計画書の作成

実施計画書に各作業に対する標準作業手順を記載し、作業に使用する装置及び操作手順（標準線源を用いた校正記録等も含む）方法について、原子力機構担当者の確認を得ること。

(2) Ge半導体検出器による放射性セシウム（Cs-137）濃度測定

- ・ Ge半導体検出器を使用し、U8容器に入った152試料について放射性セシウム濃度（Cs-137）を測定する。1検体あたりの測定時間は、原則3日間（72時間）とする。検出限

界以下となった試料は、4日間の再測定を行う。再測定数は、全体の分析数の1割を目安とする。再測定の詳細については、原子力機構と協議の上決定する。分析結果については、標準線源を用いた校正に基づいた試料高さ補正後のデータを提出すること。

(3) 作業報告書の作成

作業報告書を原子力機構に提出すること。作業報告書には、エクセル形式で整理された分析結果に加え、作業手順書、使用した分析機器、品質管理（校正データ等）、並びに原子力機構が指示した事項を含めること。

(4) 打合せの実施

- ・本件作業の開始前と終了後に打合せを実施し、実施計画、作業内容等を原子力機構に報告すること。なお、打合せは原則 WEB 会議とする。
- ・打合せの内容・日時については、原子力機構と協議の上、その決定に従うこと。
- ・打合せの内容については、適宜議事録を作成すること。

6. 支給物品及び貸与品

支給物品：U8 容器入り試料

貸与品：なし

7. 提出書類

書類名	提出時期	数量
実施計画書*1	契約後速やかに	1部
委任又は下請負届	作業開始前までに (必要に応じて)	1部
作業報告書	納期までに	1部
作業報告書の原稿・図表 のデジタルファイル*2	作業終了後速やかに	1式
打合せ議事録	打合せ実施後速やかに	1部

上記書類は、原則として A4 判で作成すること

*1：標準作業手順、品質管理チェックシートの様式を記すこと。

*2：記録媒体は、CD または DVD-R+とする。報告書の文書は Microsoft Word、表は Microsoft Excel、図は jpeg 形式もしくは tiff 形式等で読み書き可能なファイル形式とすること。その他のソフトを用いる場合は別途協議すること。

(提出場所)

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10-2

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 環境影響評価グループ

8. 検収条件

「7. 提出書類」の提出並びに、原子力機構が仕様書で定める作業が実施されたと認められた時を以て、作業完了とする。

9. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 納入物件の所有権及び著作権、その他技術情報に関わるものの権利は、原子力機構に帰属するものとする。
- (4) 本件の実施に際し、データ解析手法や評価手法について新たな発明がなされた場合には、原子力機構と協議の上、その決定に従い工業所有権の出願を行うこと。
- (5) 報告書の作成に際しては、著作権侵害について留意すること。
- (6) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること

10. 検査員及び監督員

検査員：一般検査 管財担当課長

監督員：廃炉環境国際共同研究センター 環境影響評価グループ員

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律)に適する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本使用に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. その他

(1) 協議

本仕様書に記載されている事項及び、本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うこと。なお、協議の内容については、適宜議事録を作成すること。

以 上